

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙「みらい」
NO. 4287
22年9月30日(金)
Tel・Fax 095-828-1953
文責 支部書記長

災害時の業務指示は 統一し早めに行うべきだ

おはようございます。

このところ、日中の暑さも和らぎ、ようやく過ごしやす季節になりましたが、秋は台風シーズンです。台風への備えは怠らないようにしましょう。

9月18日から19日にかけて、九州を通過した大型で非常に強い台風14号は幸い長崎直撃を免れましたが、台風接近前日の18日は大村局からの輸送便の休止や、配達業務の早めの切り上げなど影響が出ました。幸い事故などはなかったみたいですが、その時の業務運行を振り返り問題点を考えます。

台風接近の数日前のミーティングで「台風時の業務運行に関しては、1

集から3集まで統一した業務指示を行う」との社員周知がある。

9月18日(日)の午前中の業務指示では、午後②の時間帯までは通常通りの配達の指示。しかし午後の業務指示では、16時～18時までの配達時間帯まで対応することに変更となった(3集の4班、5班は局内待機)。

当初午後②までの指示だったのを16時～18時までの配達時間帯まで対応指示に変えたのは、管理者からの指示で、台風最接近が近づき雨風も強くなっていた中で、朝の指示よりもさらに遅くまで配達を強いられることになった。



午前中には近隣局の長崎北局は14時半まで、西彼杵局は午前中までで配達打ち切りの情報が入っていたので、他局との違いや、業務指示の変更などで出勤者からは不満の声がでる。



支部は出勤者から業務指示に対して困惑しているのこことを聞き、

- ①配達には4輪に2名乗車で行う事
- ②帰宅手段に不安を感じる社員は早めに退社させることの2点を当日出勤の管理者(第二集配営業部)と課長(第三集配営業部)に申し入れを行う。

最終的には午後からの配達は四輪(2名乗車)で配達を行い、待機となった3集4班、5班のポストは災害ということが開函されなかった。

この日の公共交通機関の運行状況はJRが始発から運転見合わせ、路面バスや、路面電車は午後から運転見合わせとなった。

局内待機となった社員などは、時間休を取得し、早めに帰宅することができたが、自家用車で出勤していない社員は帰宅手段がなくなり、数時間かけて徒歩で帰宅した社員もいた。組合が帰宅手段に不安を感じる社員は早めに退社させることを申し入れたが考慮されなかったのだろうか。12時には公共交通機関は運休となり、帰宅手段のない社員は歩かしくなかつたわけだが、無事帰宅したことは誰か確認したのだろうか。当日は集配営業部では夜勤課長も早めに退社したはずで、勤務時間終了後にもかわらず、出勤者の安全確認をさせられていたとすれば、時間外業務に当たると思うが、どのように考えているのだろうか。



今回の台風での業務指示に関して問題点は他にもあります。

- ①管理者から課長への業務指示の連絡が遅すぎる
- ②一部局内待機の班があるなど業務指示が統一されていない
- ③近隣局で業務指示がバラバラ
- ④管理

者や課長など部の責任者が社員の当日の通勤手段を把握していないなどです。



幸い今回の台風による業務中の事故や怪我などの報告はありませんでしたが、災害は判断が遅れば命取りにもなりかねません。

過去組合が何度も指摘しているように台風接近時による業務問題は、多くが事前に対処できるものです。

例えば、当日出勤者の出勤手段などは事前に把握できますし、それをもって各自の退社時間を決めることもできるはずですが。当日は、日時指定の郵便物やゆうパックのお客様対応などで役職者は多忙で余裕もなくなりまます。事前の準備不足が災害を招くという事はよくあることです。社員の命を守るためにも、長中には的確な業務指示を行うことを求めます。



仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。 期間雇用社員の希望を全員の正社員化を。 めげせ、均等待遇。 なんご差別。 ユニオンは労基法裁判に勝利したぞ。